

三木市・吉川町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定により、三木市・吉川町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された専門分野における事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）が指名する委員で組織する。

2 委員会の組織は、会長が別に定める。

(委員)

第4条 小委員会には、委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見等を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。